

東庄町農業委員会農地移動適正化あっせん基準

(目的)

第1条 東庄町農業委員会（以下「農業委員会」という。）は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）の規定に基づく農業振興地域内の農用地等について、その農用地等の農業上の利用を確保するため、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあっせん（以下「あっせん」という。）を行うに必要な事項を農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知）及び農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について（昭和45年4月30日付け45農地B第953号農林省農地局長通知）に従って定め、もってその農用地等に関する権利の取得が農業振興地域整備計画に基づき、農業経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 「農用地区域」とは、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。
- 二 「農用地等」とは、農振法第3条に規定する農用地等（当該農用地等とすることが適当な土地を含む。）をいう。
- 三 「農業振興地域整備計画」とは、農振法第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画をいう。
- 四 「農業振興地域」とは、農振法第6条第1項に規定する農業振興地域をいう。
- 五 「農地保有合理化法人等」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第4条第2項に規定する農地保有合理化法人及び同条第3項に規定する農地利用集積団体をいう。
- 六 「農業者年金基金」とは、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）に規定する独立行政法人農業者年金基金をいう。
- 七 「農業協同組合等」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第3号に規定する法人をいう。
- 八 「農業生産法人」とは農地法第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。
- 九 「常時従事者」とは農地法第2条第3項第2号に規定する常時従事者をいう。

(あっせんを行う農用地)

第3条 あっせんは農業振興地域内にある農用地等について行うものとする。

(農用地等の権利を取得させるべき者)

第4条 あっせんにより農用地等の権利を取得させるべき者は、次の各号に掲げる

ものとする。

一 農業を営む者（農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業生産の中核的担い手になることを志向する農業を営む者（農業生産法人、農業後継者、新規就農希望者を含む）で、次に掲げる要件をすべて満たしている者に限る。）

ア その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（農業生産法人にあっては、その経営面積をその法人の常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除して得た面積。その農用地等の取得が養豚経営若しくは養鶏経営若しくは肉用牛経営又は酪農経営に係る農業用施設用地である場合にあっては、飼養規模。以下同じ）が、別に定める場合を除き、その農用地等の所在する当該地域（当農業委員会が所管する区域）における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める別表 1 の基準面積（養豚経営若しくは養鶏経営若しくは肉用牛経営又は酪農経営に係る農業用施設用地の権利の取得にあっては、基準飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。

ただし、その農用地等の権利の取得が交換による場合で、その交換に係る一方の農用地等が農用地区域外にある場合にあっては、農用地区域内の農用地等の権利を取得する者の農用地等の権利の取得後の経営面積が、別表 1 の基準面積を超えるものであること。

イ その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ その者が権利を取得する農用地等をその農用地等の所在する地域に係る農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実にできると認められること。

二 農地保有合理化法人等（その農用地等を基盤法第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事業の実施地域及び同条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化団体の実施地域に含む場合に限る。）

三 農業者年金基金等（農振法第 3 条第 4 号の農業用施設の用に供される土地であって農業者の共同利用に供されるものと認められる場合は、農業協同組合等を含む。以下同じ。）

（あっせんの順位）

第5条 農用地の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、次の各号に掲げるところにより定めるものとする。

一 農業を営む者を第 1 順位とする。この場合、認定農業者（基盤法第 12 条 1 項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあっせんするものとする。また、農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が 2 人以上いる場合におけるあっせん順位は、次に掲げる事項及び第 4 号を総合勘案して定めるものとする。

ア 農用地等の権利取得後における経営面積と別表 2 の経営規模拡大の目標と

して農業委員会が定める経営面積（その農用地等の権利の取得が養豚経営又は養鶏経営若しくは肉用牛経営又は酪農経営に係る農業用施設用地である場合にあっては経営規模拡大目標飼養規模。以下同じ。）との格差が小さい者に対して優先的にあつせんすること。

イ 農業振興地域整備計画又は、経営構造対策事業計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあつせんすること。

ウ その農用地等の位置その他の利用状況からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められる者に対して優先的にあつせんすること。

エ 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあつせんすること。

オ 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあつせんすること。

二 農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合又は農業を営む者にあつせんするよりも農地保有合理化法人等にあつせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には、農地保有合理化法人等にあつせんするものとする。

三 農業を営む者に対するあつせんが不成立の場合であつて、あつせんに係る農用地等が、平成 14 年 1 月 1 日前に旧農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号）の被保険者であった者（平成 13 年 12 月 31 日において旧給付に係る受給権を有する者及び昭和 32 年 1 月 2 日以後に生まれた者を除く。）の所有地で、離農希望者の申出により旧農業者年金基金法第 42 条から第 43 条までに規定する経営移譲を行おうとする場合であり、かつ、農業者年金基金等にあつせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金等にあつせんするものとする。

四 農業農村整備事業、経営構造対策事業等、当該地域の農業者の大多数の意志に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であつて、この農業振興施策等との関連において第 1 号、第 2 号及び第 3 号のあつせん基準にかかわらず、特別の基準によりあつせんをする必要があると認められるときには、別に定める基準に従つてあつせんを行うものとする。

（あつせん候補者名簿の作成）

第 6 条 農業委員会は、あつせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者（あつせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業経営を営む者に限る。）を登録したあつせん譲受け候補者名簿（以下「名簿」という。）を様式第 1 号により作成する。名簿については点検に努めるものとし、農業を営む者から名簿への登録申し出、農業委員会の日常活動による把握等を基礎に、特に、新規就農希望者については、全国及び千葉県新規就農相談センターが行う新規就農希望者に対する就農相談窓口業務と連携を密にし、必要に応じて見直しを行う。この場合、この基準に適合しないものは、名簿に登録しないものとし、この基準に適合する者で名簿に記載がない者にあつ

せんする場合は、その者を名簿に登録するものとする。

(あっせんの申出等)

第7条 農用地等のあっせんを受けようとする者（農地保有合理化法人等を除く。）は、様式第2号の農用地等あっせん申出書により、農業委員会に申し出るものとする。

2 農地保有合理化法人等は、その法人の定めるところにより、前項の申出をするものとする。

(あっせんの適否決定)

第8条 農業委員会は、前条の規定による申出があったときは、次の各号に掲げるところによりその申出についてあっせんを行うことの適否を決定するものとする。

一 あっせんを行うことを適当とすべき申出は、次に掲げるとおりとする。

ア 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換の申出があった場合

イ 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けの申出があった場合

ウ ア又はイのあっせんに直接関連して他の農用地等のあっせんを行う必要があると認められた場合

二 あっせんを行うことを適当としない申出は、次に掲げるとおりとする。

ア 農用地等の所有者から農用地等の売渡し若しくは、貸付けの相手方を指定して申出があった場合

イ あっせんの申出以前に既に実質的契約を締結していると認められる場合

ウ 不動産業者が介入していると認められる場合

2 農業委員会は、第1項の規定によりその申出についてあっせんを行わないことと決定した場合は、その旨をその申出をした者に通知するものとする。

(あっせんの相手方となるべき者)

第9条 農業委員会は、前条の規定によりあっせんを行うことを適当としたときは、次の各号に定めるところにより相手方となるべき者を選定するものとする。

一 前条第1項第1号アのあっせんについては、あっせんの相手方となるべき者の候補者を名簿の登録者の中から1名以上選定し、その者があっせん基準に適合することを確認の上、その者をあっせんの相手方としてなるべき者として選定するものとする。

二 前条第1項第1号イのあっせんについては、当該申出者があっせん基準に適合することを確認の上、農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

三 前条第1項第1号ウのあっせんについては、あっせん基準に基づいて農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

(選定調書)

第10条 農業委員会は、様式3号の選定調書に、第8条第1項第2号に規定するあっせんの対象として不適正な事実の有無の確認及び農用地等の権利移動の相手方

となるべき者の選定の経過を記載し、第 7 条の規定により提出されたあっせん申出書を添付するものとする。

（あっせん委員の指名等）

第 11 条 農業委員会は、農業委員のうちからあっせん委員 2 名を指名し、当該あっせん委員をしてその農用地等のあっせんを行わせるものとする。

2 あっせん委員は、この基準に定めるところに従い、共同して前項のあっせんを行うものとする。

（あっせん開始の通知等）

第 12 条 農業委員会は、あっせんを開始する場合は、第 9 条の規定により適当と決定したあっせんの申出をした者及びそのあっせんの相手となるべき者として選定した者に対して、様式第 4 号の農用地等あっせん開始通知書により、その旨を通知するものとする。

（あっせん調書等の作成等）

第 13 条 あっせん委員は、そのあっせんが成立したときは、遅滞なく様式第 5 号のあっせん調書を作成して農業委員会に提出するものとする。

2 あっせん委員は、次に掲げる場合は、あっせんを中止し、遅滞なく様式第 6 号のあっせんてんまつ書を作成して農業委員会に提出するものとする。

一 そのあっせんが成立する見込みがないものと認めたとき

二 あっせん対象として不適正な事実があると認めたとき

（あっせんの打ち切り又は新たなあっせん）

第 14 条 農業委員会は、前条第 2 項第 1 号の規定によりあっせんてんまつ書の提出があったときは、そのあっせんの継続について適否を決定するものとし、そのあっせんを継続することを適当とした場合は、第 9 条の規定に準じて新たなあっせんの相手方となるべき者を選定してあっせんを行い、そのあっせんを打ち切ることとした場合及び前条第 2 項第 2 号の規定によりあっせんてんまつ書の提出があったときは、様式第 7 号の農用地等あっせん打ち切り通知書により、第 12 条の規定による通知をした者に対してその旨を通知するものとする。

（あっせん証明書等）

第 15 条 農業委員会は、第 13 条第 1 項の規定によりあっせん調書の提出があったときにおいて、農用地等の権利移動の当事者の一方又は双方から、あっせん証明書の交付の申請があったときは、当該農用地等が農用地区域内である場合に限り、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づいて成立したものであることを確認の上、あっせん証明書を交付するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定によるあっせん証明書の交付後第 8 条第 1 項第 2 号に規定するあっせんの対象として不適正な事実が判明したときは、あっせん証明書の交付の取消しを行うものともに、関係機関にその旨通知するものとする。

（農地移動適正化あっせん台帳）

第 16 条 農業委員会は、第 13 条の規定によるあっせん調書（選定調書を添付）と

あっせんてんまつ書（選定調書を添付）とを時系列的に整理して綴じ込んだ農地移動適正化あっせん台帳を整備するものとする。

- 2 前項に規定する台帳は、あっせんに係る書類と併せて、あっせんの完結した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管する。

（事前届出の勸奨）

第 17 条 農業委員会は、農業委員会の区域内の農業者等に対し、あっせんの趣旨、あっせん基準の周知徹底に努めるとともに、農業者等が農用地等の売渡し、貸付け、買受け、借受け又は交換をしようとするときは、あらかじめ農業委員会に届け出るよう指導するものとする。

（事業計画及び報告等）

第 18 条 農業委員会は、毎年度事業計画を定めてあっせんを行うものとする。

- 2 前項に規定する事業計画は、前年度の事業実績と併せ、様式第 8 号の「農地移動適正化あっせん事業計画」により、毎年度 5 月末までに千葉県知事に提出するものとする。

- 3 農業委員会は、様式第 8 号の「農地移動適正化あっせん事業実績」に、売買価格が 700 万円以上のあっせんに係るあっせん調書（選定調書を添付）を添付して 5 月末日までに千葉県知事に提出するものとする。

（基準の変更等）

第 19 条 農業委員会は、この基準を変更する場合又は、特別の基準を定める場合は、千葉県知事の認定を受けるものとする。

附 則

- 1 この基準は、千葉県知事の認定のあった日から施行する。（平成 21 年 12 月 14 日付け担い手第 2391 号にて認定。）